

質 問 項 目	質 問 要 旨	要求答弁者
<p>3 市役所における障害者雇用について</p>	<p>地方自治法の一部改正は、「会計年度任用職員」に期末手当の支給を可能とした。</p> <p>また、この度の法の一部改正に関する「運用」について、平成 29 年 6 月 28 日付け「総務省通知」が届いていると認識している。</p> <p>当市においても、非正規職員が担う実務は非常に高度であり、その業績なしでは行政サービスが滞ってしまう。そして当市の非正規職員数は（人事課資料 H29 年 4 月 1 日）臨時職員数 235 人、パート職員数 374 人、嘱託職員数 360 人となっている。</p> <p>以上を踏まえ、市役所で働く非正規職員の雇用安定と処遇改善を願う 2 点伺う。</p> <p>(1) 「会計年度任用職員制度」の導入に向けたスケジュール（条例の上程時期、職員団体との協議時期及び会計年度任用職員の公募時期を含む）について伺う。</p> <p>(2) 総務省通知（H29.6.28）では、任期の適正化や休暇・休業の制度整備など記載されている。とりわけ「会計年度任用職員の任期の設定は、各地方公共団体において適切に判断されるべきものである。しかしながら、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするため、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けることは適切ではない」としている。</p> <p>当市も現在において「空白期間」を設けているが何故か。また、今後の対応について伺う。</p> <p>毎年 9 月は「障害者雇用支援月間（9 月 1 日～30 日）」である。</p> <p>事業主をはじめ、国民に障害者雇用に対する理解と関心を深め、障害者雇用の促進を図ることを目的としている。</p> <p>また、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、「すべての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がある」とし、その法定雇用率を、本年 4 月 1 日から民間企業 2.0%→2.2%、国・地方公共団体等 2.3% → 2.5%、都道府県等の教育委員会 2.2% → 2.4%へ引き上げとなったばかりである。</p> <p>しかし 8 月 17 日、中央省庁による障害者雇用の水増し問題が大きく報道された。</p> <p>厚生労働省は、昨年 6 月 1 日時点での、国、33 行政機関の雇用率の調査結果を公表し「約 8 割にあたる 27 機関で計 3,460 人の不適切な算入があった」としている。また、同様の水増しが相次いだことから、「全国の地方自治体などを対象に調査を始める」とし、9 月末までに報告を求めている。</p> <p>当市役所における市職員の障がい者雇用についても、精査の結果「対象となる職員の解釈に誤りがあった」として訂正した。</p> <p>以上を踏まえ、新発田市で、障がいがあるなしに関らず、職業をとおして誇りをもって生活できることを願う。</p> <p>(1) 中央省庁等の障害者雇用の水増しについて、市長はどう思われているのか。また、当市における障がい者雇用の方針について伺う。</p>	<p>市長</p>